

新成人の皆さん おめでとうございます。 【20歳から国民年金】

住民税務課
住民生活課
鹿屋年金事務所

電話 0994-22-3039
電話 0994-25-2511
電話 0994-42-5121

日本に住む20歳60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障害が残ったときや、家の働き手が無くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともありますので、「あの時に…」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう。

加入手続きは、役場国民年



●年金手帳は大切に保管しましょう。

公的年金制度では、すべての制度に共通して使用される基礎年金番号が用いられています。国民年金や厚生年金に加入すると基礎年金番号が記載され年金手帳が交付され、加入記録や保険料の納付状況などがこの番号で管理されます。

年金手帳は、年金に関する手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。

金担当または年金事務所へお尋ねください。(20歳前に就職して厚生年金等に加入中の方は、加入手続きは不要です。)

なお、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方は、「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度がありますので、国民年金の加入手続きと併せて役場で申請してください。

【錦江町は「口座振替」を推進します！】

錦江町では、電気料金等のように「口座振替（預貯金通帳からの自動引き落とし）」を推進していくことになりました。

【対象となるもの】

町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育料・町営住宅使用料・簡易水道使用料・農業集落排水使用料

※納税奨励金は無くなりますが、これに見合うように自治会運営活動交付金として同様の金額を完納状況等に応じて自治会に支給します。

【引き落としの開始】

申し込みをされた月の翌々月から振替開始となります。

※平成23年2月末までに申し込みされますと平成23年度の4月から開始される予定です。

【申し込み手続き】

次の取扱金融機関に、預貯金通帳と通帳印を持参し、備え付けの申込書で納付される方で、それぞれお申し込みください。

なお、振替に必要な手数料は町で負担します。

【取扱金融機関】

鹿児島きもつき農協、鹿児島銀行、鹿児島相互信用金庫、鹿児島興業信用組合、ゆうちょ銀行

※口座振替推進についてご不明な点は、錦江町役場の下記係までご連絡ください。

お問合せ先

【本 庁】	税 関 係	住民税務課	Tel 22-3037
	介護保険・後期高齢関係	保健福祉課	Tel 22-3043
	水道・住宅料	建設課	Tel 22-3033
【支 所】	税・後期高齢関係	住民生活課	Tel 25-2511
	住 宅 料	地域振興課	Tel 25-2511
	水道・農業集落排水	産業建設課	Tel 25-2511